

風しんワクチンの接種費用助成のお知らせ

大阪市では、赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しんの抗体価が低い方を対象に風しんワクチンの接種費用を助成します。

1 対象者

接種当日の時点で大阪市民(住民登録のある人)で、風しんの抗体価が低い次のいずれかに該当する方とします。

(1) 妊娠を希望する女性、(2) 妊娠を希望する女性の配偶者(妊婦の配偶者含む)

※(1)(2)いずれの方も「風しん抗体価が低い方」が対象であるため、申請には「風しんの抗体を保有していないことが確認できる書類(写し)」が必要です。

次に該当する場合は対象外とします。

ア 風しんの抗体を有している者(HI法で32倍以上、EIA法で8.0以上)

イ 妊娠中の女性、又は妊娠している可能性がある女性

※妊娠中にワクチン接種はできません。

※あらかじめ約1か月避妊した後に接種し、その後2か月は妊娠を避ける必要があります。

ウ 麻しん風しん混合ワクチン(又は風しんワクチン)の接種歴が2回以上ある者

エ 平成25年度以降実施した風しんワクチン接種費用助成事業により、麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチンを接種した者

オ 風しんにかかったことがある者

2 接種期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの接種を対象

※申請受付は平成31年3月31日(日)まで【必着】

3 対象ワクチン

麻しん風しん混合(MR)ワクチン、風しんワクチン

※麻しん流行性耳下腺炎風しん(MMR)ワクチンは助成対象外です。

4 助成内容

※助成はいずれかのワクチンにつき1回限りです。

対象ワクチンごとに次の助成限度額と対象者が医療機関で実際に支払った額とを比較して低い方の額を助成します。ただし、一定以上の所得のある方は自己負担の2,000円を差し引いた額を助成します。

○麻しん風しん混合ワクチンの場合 10,011円(助成限度額)

○風しんワクチンの場合 6,317円(助成限度額)

扶養人員	ワクチン接種に係る所得限度額	
	所得制限限度額	収入額(目安額)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人目以降	3人の所得制限限度額に1人につき38万円を加算した額	

《注》所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は、表中の金額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

5 助成方法

(1) 原則、償還払いとします。(医療機関に一旦お支払いいただいた後、本市より返還)

医療機関で対象ワクチンの接種を受けた後、**次の書類を添えて大阪市保健所感染症対策課に郵送により申請**する。(提出先住所裏面参照)

ア 大阪市風しんワクチン接種費用助成申請書

イ 風しんの抗体を保有していないことが確認できる書類(写し)

ウ 健康保険証などの大阪市民であることが確認できる公的な書類(写し)

エ 領収書など支払金額、接種日、接種ワクチン、接種医療機関が分かる書類(原本)

オ 助成金の振込先口座を確認できる書類(通帳またはキャッシュカードの写し)

※上記の他に、申請者及び申請者と生計を一にする者の中で申請者以外の最も収入が高い方が、**転入者**の場合、前居住地の市町村が発行する課税(所得)証明書等の所得状況が確認できる書類が必要です。(転入者とは、6/30までに接種した方は平成29年1月1日現在、7/1以降に接種した方は平成30年1月1日現在、大阪市外に住民票があった場合をさします)

(2) 生活保護受給者、市民税非課税世帯の人で、接種費用の一時立て替えが困難な場合は大阪市保健所感染症対策課までご相談ください。

